

令和八年度における高齢者の医療の確保に関する法律による前期高齢者交付金及び  
前期高齢者納付金の額の算定に係る率及び割合を定める政令（案）  
に係る意見公募手続等の要否について

- 行政機関が定める命令等であって、行政手続法（平成5年法律第88号）第39条第4項各号のいずれかに該当するものについては、同法第39条第1項に規定する意見公募手続の実施が不要となる。
- まず、令和八年度における高齢者の医療の確保に関する法律による前期高齢者交付金及び前期高齢者納付金の額の算定に係る率及び割合を定める政令（案）（以下「本政令案」という。）は、行政手続法第2条第8号イに掲げる「法律に基づく命令（処分の要件を定める告示を含む。）又は規則」に該当するか問題となる。
- 逐条解説行政手続法（平成27年4月総務省行政管理局）において、「法律に基づく命令」とは「一般には、法律に基づき定められる政令、府省令、（行政委員会の）規則を指す」とされており、本政令案は行政手続法上の「法律に基づく命令」に当たる。
- 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）においては、前期高齢者（65～74歳）の偏在による保険者間の負担の不均衡を是正するため、前期高齢者交付金と前期高齢者納付金による前期財政調整制度を設けている。
- この前期高齢者交付金及び前期高齢者納付金については、各保険者の負担が著しく過大なものとならないよう、以下の措置を講じており、基準となる率及び割合（①～④）を本政令案で定めることとしている。
  - (1) 前期高齢者給付費が著しく高い保険者について、前期高齢者給付費が一定の基準（①）を超える部分を前期高齢者財政調整の対象外とする（法第34条第2項第2号）
  - (2) 前期高齢者加入率が全国平均よりも著しく低い保険者の前期高齢者納付金が過大なものとならないよう、前期高齢者加入率に下限割合（②）を設ける（法第34条第7項）
  - (3) 各保険者の運営基盤が揺らぐことのないよう、負担調整基準率（③）及び特別負担調整基準率（④）を設定し、前期高齢者納付金の実質的負担が法定給付費や前期高齢者納付金等の義務的経費の合計額に比して過大となる部分を全保険者で按分する（法第38条第4項及び第5項）
- この点、行政手続法第39条第4項第2号及び第3号においては、「納付すべき金銭について定める法律の制定又は改正により必要となる当該金銭の額の算定の基礎となるべき金額及び率並びに算定方法についての命令等その他当該法律の施行に関し必要な事項を定める命令等を定めようとするとき」及び「予算の定めるところにより金銭の給付決定を行うために必要となる当該金銭の額の算定の基礎となるべき金額及び率並びに算定方法その他の事項を定める命令等を定めようとするとき」が掲げられており、本政令案はこれらに該当する（※）ことから、意見公募手続は不要である。
  - （※）③・④は、年度ごとに政令で定めることが法律上規定されており、当該規定に基づいて機械的に計算されるものであることから、これらの率を定める条項は行政手続法第39条第4項第2号に該当する。
  - （※）①～④は、前項高齢者交付金等の額の算定に用いる数値であり、予算編成過程で決定するものであるため、これらの率及び割合を定める条項は行政手続法第39条第4項第3号に該当する。

◎行政手続法（平成5年法律第88号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～七 （略）

八 命令等 内閣又は行政機関が定める次に掲げるものをいう。

イ 法律に基づく命令（処分の要件を定める告示を含む。次条第二項において単に「命令」という。）又は規則

ロ～ニ （略）

（意見公募手続）

第三十九条 命令等制定機関は、命令等を定めようとする場合には、当該命令等の案（命令等で定めようとする内容を示すものをいう。以下同じ。）及びこれに関連する資料をあらかじめ公示し、意見（情報を含む。以下同じ。）の提出先及び意見の提出のための期間（以下「意見提出期間」という。）を定めて広く一般の意見を求めなければならない。

2・3 （略）

4 次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定は、適用しない。

一 （略）

二 納付すべき金銭について定める法律の制定又は改正により必要となる当該金銭の額の算定の基礎となるべき金額及び率並びに算定方法についての命令等その他当該法律の施行に関し必要な事項を定める命令等を定めようとするとき。

三 予算の定めるところにより金銭の給付決定を行うために必要となる当該金銭の額の算定の基礎となるべき金額及び率並びに算定方法その他の事項を定める命令等を定めようとするとき。

四～八 （略）

（結果の公示等）

第四十三条 （略）

2～4 （略）

5 命令等制定機関は、第三十九条第四項各号のいずれかに該当することにより意見公募手続を実施しないで命令等を定めた場合には、当該命令等の公布と同時期に、次に掲げる事項を公示しなければならない。ただし、第一号に掲げる事項のうち命令等の趣旨については、同項第一号から第四号までのいずれかに該当することにより意見公募手続を実施しなかった場合において、当該命令等自体から明らかでないときに限る。

一・二 （略）

◎高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）（抄）

（概算前期高齢者交付金）

第三十四条 （略）

2 前項各号の調整対象給付費見込額は、当該年度、当該年度の前年度及び当該年度の前々年度の各年度における当該保険者に係る一人平均調整対象給付費見込額（各年度における第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額を、厚生労働省令で定めるところにより算定した各年度における当該保険者に係る前期高齢者である加入者の見込数で除して得た額をいう。）の平均額として厚生労働省令で定めるところにより算定される額に、厚生労働省令で定めるところにより算定した当該年度における当該保険者に係る前期高齢者である加入者の見込数を乗じて得た額とする。

一 当該保険者の給付（国民健康保険にあつては、都道府県内の市町村の給付）であつて医療保険各法の規定による医療に関する給付（健康保険法第五十三条に規定するその他の給付及びこれに相当する給付を除く。）のうち厚生労働省令で定めるものに該当するものに要する費用（以下「保険者の給付に要する費用」という。）の見込額のうち前期高齢者である加入者に係るものとして厚生労働省令で定めるところにより算定される額（以下「前期高齢者給付費見込額」という。）

二 当該保険者が概算基準超過保険者（イに掲げる額をロに掲げる額で除して得た率が、全ての保険者に係る前期高齢者である加入者一人当たりの前期高齢者給付費見込額の分布状況等を勘案して政令で定める率を超える保険者をいう。）である場合における

当該保険者に係る前期高齢者給付費見込額のうち、ロに掲げる額に当該政令で定める率を乗じて得た額を超える部分として厚生労働省令で定めるところにより算定される額

イ 一の保険者に係る前期高齢者である加入者一人当たりの前期高齢者給付費見込額として厚生労働省令で定めるところにより算定される額

ロ 一人平均前期高齢者給付費見込額

3～6 (略)

7 第三項、第四項、第五項第一号及び第三号並びに前項各号の概算加入者調整率は、厚生労働省令で定めるところにより、当該年度における全ての保険者に係る加入者の見込総数に対する前期高齢者である加入者の見込総数の割合を同年度における当該保険者に係る加入者の見込数に対する前期高齢者である加入者の見込数の割合(その割合が同年度における下限割合(同年度における全ての保険者に係る加入者の見込総数に対する前期高齢者である加入者の見込総数の割合の動向を勘案して政令で定める割合をいう。以下この項及び次条第七項において同じ。))に満たないときは、下限割合とする。)で除して得た率を基礎として保険者ごとに算定される率とする。

8・9 (略)

(概算前期高齢者納付金)

第三十八条 (略)

2・3 (略)

4 第一項第一号ロの負担調整基準率は、全ての保険者に占める概算負担調整基準超過保険者の割合が著しく少ないものとして政令で定める割合となるよう、年度ごとに政令で定める率とする。

5 第一項第二号ロの特別負担調整基準率は、全ての保険者に占める特別概算負担調整基準超過保険者の割合が少ないものとして政令で定める割合となるよう、年度ごとに政令で定める率とする。

6 (略)